

第42回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成23年1月26日(水) 15:59~17:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、椿委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報安全・調査課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部産業統計課長

【事務局等】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官(統計基準担当)、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第28号の答申「社会生活基本調査の変更について」
- (2) 諮問第30号の答申「生命表の基幹統計としての指定について」
- (3) 諮問第35号「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の設定について
- (4) 部会の審議状況について
- (5) 委員及び専門委員の指名について
- (6) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻少し前ですが皆様お集まりですので、ただいまから「第42回統計委員会」を開催いたします。

本日は、宇賀委員、佐々木委員、首藤委員、津谷委員、廣松委員が所用のためご欠席とのことでございます。

議事に入る前に、本日用意されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○内閣府統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1として「諮問第28号の答申『社会生活基本調査の変更について』（案）」。

資料2「諮問第30号の答申『生命表の基幹統計としての指定について』（案）」。

資料3「諮問第35号『季節調整法の適用に当たっての統計基準』の設定について」。

資料4「人口・社会統計部会の審議状況について（報告）」。

資料5「匿名データ部会の審議状況について（報告）」。

資料6「部会に属すべき委員及び専門委員の指名について」。

それに加えて、参考資料が3つございますので、ご確認ください。

○樋口委員長 それでは、議事次第に従いまして議事に入ってまいります。

最初に、諮問第28号の答申「社会生活基本調査の変更について」につきまして、阿藤部会長から説明をお願いいたします。

○阿藤委員 人口・社会統計部会に今般の社会生活基本調査の変更についての審議が付託されたので、これについてご報告申し上げます。

10月22日の統計委員会で諮問されたわけでありませんが、その後、昨年11月5日、11月16日、12月6日、そして今年に入りまして1月7日の計4回の審議を行いまして、答申（案）を取りまとめました。

答申（案）の内容でございますが、資料1でございます。まず、これは形式に則って、最初に「1 承認の適否」がございます。ここにありますように「変更を承認して差し支えない」といたしております。ただし、以下で述べるように一部、計画の修正が必要としております。

「2 理由等」に入りまして、今回の計画調査の各論について記載しています。まず、調査事項の変更であります。大分細かいものですから、委員の席だけではあります。今日は調査票A及びBのコピーをお手元にお配りしておりますので、重要なものについてはそちらを参照しながらご覧くださいませ。

最初に調査事項の「ア 勤務形態の追加」ということで、質問の12番ですが、今回、雇用されている者について、フルタイムか否かといった「勤務形態」を追加する計画が示されました。これについては、勤務形態の多様化の実態を踏まえた生活時間配分の分析を可能とするものであることから、おおむね適当であると判断いたしました。ただし、的確な回答を得る観点から、設問の文言の一部修正が必要としております。

それから、「イ 年次有給休暇の取得日数の追加」。質問の13番ですが、今回、「年次有給休暇の取得日数」を追加する計画が示されました。これについては、ワーク・ライフ・バランスの進展についての分析を可能とするものであることから、おおむね適当と判断いたしました。ただし、正確な回答が得られるようにするために、年次有給休暇がそもそも付与されているかどうかについても把握することが必要としております。

それから、ウでございますが、「1週間の希望就業時間の追加」でございます。これは質問の10番と17番でございます。今回、有業者、これが質問の17番ですが、及び就業を希望する無業者、これは質問の10番ですが、これについて「1週間の希望就業時間」を追加する計画が示されまし

た。これについては、有業者及び無業者における就業に関する希望と就業実態のミスマッチの状況について把握することを可能とするものであることから、おおむね適当であると判断いたしました。

ただし、原案では、有業者が回答する項目と無業者が回答する項目との間で違いがあったわけですけれども、時間階級を統一するという、有業者にかかわる設問の説明文と無業者にかかわる設問の説明文を同じにすること、それから、就業を希望していない者の働かざるを得ない者のための選択肢を追加することが必要であるとしています。

次のページになります。「エ ふだんの健康状態の追加」というところでございます。これは質問で言うと19番に当たります。今回、有業者について「ふだんの健康状態」を追加する計画が示されました。これについては、ふだんの健康状態が就業時間の長短に影響を与えると考えられ、その関係を分析する上で有益なものであり、かつ「公的統計の整備に関する基本的な計画」においても、その追加について指摘されていることから、おおむね適当であると判断いたしました。

ただし、原案では、健康に不安を抱えていて、本当は休業や就業時間の短縮をしなければならないような場合であっても「仕事には影響がない」とマークされるなど、実態が正確に把握できない恐れも否定できないことから、選択肢については、仕事との関係に限定せずに健康状態をより一般的に尋ねるものとし、集計・分析に当たって、改めて仕事と健康を関係づけることが望ましいとしています。

それから、「オ 仕事から得られる個人の年間収入の追加」でございますが、これは質問で言うと20番であります。今回、有業者について、仕事から得られる「個人の年間収入」を追加する計画が示されました。これについては、従前から「世帯の年間収入」を把握する調査事項があり、重複感を与えることが懸念されますが、ワーク・ライフ・バランス推進の一環として、「就労による経済的自立が可能な社会」の実現が目標とされており、収入面での自立可能性をはかる指標として有益なものであります。更に、収入と労働時間との多様な分析が可能となり、基本計画においてもその追加について指摘されていることから、適当であると判断いたしました。

カでございます。「ボランティア活動に係る1日当たりの活動時間の追加」。これは質問22番の(3)というところですが、今回、「ボランティア活動に係る1日当たりの活動時間」を追加する計画が示されました。これについては、国際労働機関が提案しているボランティア活動の計測に関するマニュアルにおいて、ボランティア活動の時間の把握が提案されていることを踏まえたものであることから、適当であると判断いたしました。

それから、キでございますが、「所属するボランティア団体等に係る選択肢の追加」でございます。今回、団体等に所属しているボランティア活動を行っている場合の団体の区分を細分化して、選択肢に「NPO（特定非営利活動法人）」を追加するほか、町内会などについても地域社会とのつながりについて明示する計画が示されました。これについては、NPOやコミュニティに所属して行う活動状況を的確に把握することを可能とすることから、適当であると判断いたしました。

3 ページに参りまして、クでございますが、「ボランティア活動のうち『子供を対象とした活

動』の例示」というところで、これは、質問番号で言うと22番の(1)ですが、ボランティア活動の内容を把握する調査事項において、選択肢の一つとして「子供を対象とした活動」が設けられており、その例示として、「子供会の世話 子育て支援ボランティア いじめ電話相談 など」と記載する計画が示されました。これについては、今回、調査内容そのものを変更するわけではありませんが、審議の過程でよりわかりやすい例示をすべきという意見が出されたため、PTA活動に代表されるような学校等における行事の手伝いのような活動状況の把握に漏れが生じないような例示に変更することが必要であるとしております。

ケでございます。「10歳未満の世帯員に係る調査事項の記述について」。これは質問の32番と35番に当たります。この部分も調査内容自体は変更のない箇所ですが、設問上の表現ぶりについて修正することが必要であるとしています。

コでございます。「世帯員以外の者から受けている育児の手助けの状況を把握する調査事項の追加」でございます。これは質問番号で言うと35番でございます。今回、10歳未満の世帯員に係る育児、子育てについて、世帯員以外からの育児の手助けの有無及び手助けを受けている場合に誰から手助けを受けているかについて追加する計画が示されました。これについては、少子化対策に資する基礎データを提供するとともに、地域コミュニティにおける助け合いの状況の把握にも資することから、おおむね適当であると判断いたしました。ただし、重複や漏れが生じないような選択肢に変更することが必要としています。

サでございますが、「携帯電話やパソコンの使用状況等の削除」。ここからは削除になりますが、今回、「携帯電話やパソコンの使用状況等」を削除する計画が示されました。これについては、携帯電話やパソコンの普及が進んでおり、生活行動としてことさらに把握する必要性が低下していることから、適当と判断いたしました。

それから、シでございますが、「週休制度の削除」。今回、調査票Aにおいて「週休制度の有無・内容」を削除する計画が示されました。これは、前の方で触れました年間の年次有給休暇の取得日数というものを調べることに、週休制度についてはもう2日制度が定着していることから、適当と判断いたしました。

3 ページの一番下です。「ス 連続休暇の取得状況の削除」でございますが、これについては、先ほど申し上げた1 ページ目の上記2の(1)のとおり、ワーク・ライフ・バランスの進展状況をよりの確に把握するため、年次有給休暇の取得日数を調査事項に追加することとしていることを受けて、その代替として削除するものであり、やむを得ない措置であると判断いたしました。

4 ページに参りますが、「セ 居住室数の削除」でございます。これについては、居住室数の違いによる生活時間の有意な差異がみられないということなどから、適当であると判断いたしました。

それから、「ソ 生活行動種目の見直しについて」でございます。平成18年調査計画に対してなされた当時の統計審議会答申において、「生活行動種目については、行動者率等を踏まえ、見直しをすべき」とする旨の指摘がなされておりました。今回、総務省が平成18年の社会生活基本調査結果に基づいて検討した結果、今回調査においては、生活行動種目の変更は行わないこととされ

ています。これについては、指摘のとおり、18年調査に基づいて、各種目別の行動者率を比較した上で種目の選定を行っており、生活行動種目の変更を行わないことは適当であると判断いたしました。

以上が調査事項にかかわるものであります。

次の4ページの真ん中から(2)の調査方法に移ります。

「ア 調査票の回答方式の多元化について」であります。今回の調査も、従前どおり、原則として調査員が調査票を配布・回収する方法により実施する計画が示されました。これについては、社会生活基本調査というものは、生活時間を詳細に把握するための調査でありまして、調査対象となる日から時間が経過するごとに記憶が薄れ、正確な報告が得られなくなるという特性を持った調査であることを勘案いたしますと、調査員調査で正確な回答を得ることを優先するべきであることから、適当であると判断いたしました。

一方、今回からこの調査票Bの方については、インターネットを利用した回答を可能とする計画が示されました。これについては、国民の個人情報保護意識の高まりや昼間不在世帯の増加等による調査を取り巻く環境の変化があることを受けたものであって、回答時のチェック機能などにより正確性を確保しつつ、報告者の利便性を向上させ、調査票の円滑な提出を可能とする措置であることから、適当であると判断いたしました。

インターネット回答方式の導入が調査票Bに限定されていることについては、今回、本調査において初めてかつ全国一斉に導入することとしていることから、効果や導入に伴う事務負担を検証するために、報告者が少ない調査票Bに限定して導入することとしたものであって、やむを得ない措置であると判断いたしました。

それから、5ページの「イ コールセンターの設置について」でございますが、今回、民間事業者への委託によってコールセンターを設置する計画が示されました。これについては、都道府県及び調査員の照会対応業務等の事務負担軽減を図るものであることから、適当であると判断いたしました。

次に、「(3) 集計方法」についてであります。今回、調査事項のところで申し上げたとおり、調査事項の充実が図られております。それを踏まえまして、ワーク・ライフ・バランスの分析に資する集計でありますとか、NPO、ボランティア、地域コミュニティ活動等に関する集計でありますとか、介護・育児に着目した集計を充実することが計画されておりました、適当であると判断いたしました。

また、アフターコード方式の調査票Bの方の生活時間欄の集計に当たっては、集計項目の一部を細分化して集計する計画が示されました。これについては、国際比較の可能性向上の観点から、適当であると判断いたしました。

以上が個々の問題についての理由づけでございますが、最後に3として「今後の課題」を示してございます。

調査票の回収方法について、4ページの下段の「調査票の回答方式の多元化について」のところで記載したとおり、正確な回答を得る観点から、原則として調査員が回収を行うことが適当だ

と判断いたしました。しかしながら、審議の過程では、国民の個人情報保護意識の高まり、ライフスタイルや居住形態の変化等によって、以前より調査員調査が難しくなっているというご意見がございました。勿論、そういう事情は、我々としても理解しているところであります。したがって、調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するために、次回調査に向けて、調査票の提出方法の多様化について検討を行う必要があるといたしております。

以上が社会生活基本調査に関する答申（案）の報告となります。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。安部委員。

○安部委員 私はこちらの部会に参加させていただいて議論してきたわけで、勿論、この答申（案）でよろしいと考えたわけですが、一方でこの調査は非常に難しい面がございまして、それは何かと言いますと、調査票の質問項目が多くて、審議の中で問題があるのではないかと議論になったところにおいても、結果としてそれがうまく反映できなかったということが起こってしまったのかなと思っております。

勿論、答申（案）はこれで了承しているわけですが、かといって、でき上がった調査票が、特に将来的な利用者の目から見て満足のいくものかということ、そうではないかもしれないという意見を持ちましたので、一言コメントさせていただきます。

ちなみに、委員・専門委員5名で議論したのですが、基本的に私のような意見を強く思っているのは私1人だということで、これは少数意見だと思うのですが、そういう意味合いで発言をさせていただきます。

具体的に何が問題と考えたかと言いますと、「ふだんの健康状態」です。皆様のお手元にあるものは審議前の調査票でありまして、その3ページのところに「ふだんの健康状態」を聞く項目がございしますが、これは有業者に対してだけ聞くことになっています。審議の過程でこれとはちょっと違う形になりましたが、有業者にのみ聞くということは変わっておりません。

これがどういう意味で問題かと考えますと、健康に問題があると仕事に影響が出るということは普通に考えられるわけです。しかし、例えば、健康に問題があって仕事に影響が出ているとして、その影響が出た一種極限的な状態というのが仕事を辞めるという状態になることもあろうと予想されます。ところが、有業者のみに健康状態を聞いていて、無業者には聞いていないわけですから、その極限的な状態になってしまったところが情報として漏れてしまう。

これについては勿論、私以外の部会の先生方も理解された上で、しかしながら、やはりこの質問を変えるところまではできないので、やむを得ないという判断になったところでございます。

ただ、先ほども申しましたように、将来的な利用者から見たら、ここは有業者にしか聞いていないということで、データを使った分析の結果が一種のバイアスを持つのではないとか、有用性に疑問があるとか、そういうことが生じてこないとも限りませんので、そういう議論もあったということを一言報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○樋口委員長 その議論というのは、多分部会の中でもなされたのだと思いますが、阿藤先生、何かございますか。

○阿藤委員 勿論、これは基本計画を受けて調査実施者の方で考えていただいたものでして、健康状態が生活時間、特に就労に影響を与えて、更に生活時間全体に大きな影響を与えるので是非入れるという方向で提案があった。

ただ、そのときにこの原案にありますように、健康状態が就業構造と結びついた形の設問になっていたということで、部会で議論がありまして、今、安部委員から紹介がありましたように、もっと一般化しろということで、一応切り離して、一般的な形では健康状態が良い悪いという形で聞く。質問した後で、集計の段階でそれを結びつけて分析したらどうかという提案があって、統計局の方としては、そのような方針で調査票の設計をし直すということになったわけです。

その際に更にもう一步進んで、では無業者も有業者も両方含めて質問をする、要するに調査票の設計を変更できないかということも提案しまして、一応ご努力願ったのですけれども、かなり大幅な変更になるということで、とてもこの段階では無理だという回答を得たので、まあ一步前進ということはあったので、次善の策としてはやむを得ないのかなという結論を得たわけでございます。それについては、4回の部会に出ていた委員・専門委員の了解を得て、コンセンサスを得てこういう案になったということでございます。ですから、だれもが満足しているわけではないわけですが、次善の策としてそういうことになったということでございます。

○樋口委員長 安部委員からも、今回出ている答申（案）はお認めいただけるということですが、本日の統計委員会の議事録、あるいはもう部会の議事録の方にそういった旨が記載されているということで、次回また検討するときに参考にさせていただくという取り扱いでよろしいですか。

○安部委員 はい。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、今のようなことで次回以降に引き継がれるように議事録に明記ということでお願いしたいと思います。

そのほかございますでしょうか。

もしなければ、答申（案）についてお話ししたいと思います。社会生活基本調査の変更について、本委員会の答申は、資料1の案のとおりということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、資料1によって総務大臣に対し答申を行います。阿藤部会長を始め、人口・社会統計部会に所属されている先生方、どうもお疲れ様でした。

それでは、次の議題に移ります。諮問第30号の答申「生命表の基幹統計としての指定について」、これも案でございますが、これまた阿藤部会長からお願いいたします。

○阿藤委員 それでは、「生命表の基幹統計としての指定について」ということでご報告申し上げます。資料2です。

この生命表の基幹統計としての指定については、昨年11月19日の統計委員会において諮問され、人口・社会統計部会に審議が付託されたものでございます。その後、人口・社会統計部会におい

て、昨年12月6日及び本年1月7日の計2回の審議を行いまして、答申（案）を取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

答申（案）の内容は、1として、指定の適否ということでございますが、生命表については、統計法第2条第4項第3号の基幹統計の要件に該当しているため、基幹統計として指定することは適当であると結論づけております。

この統計法第2条第4項第3号の基幹統計の要件と申しますのは3つございまして、イに規定されているのは、「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」、全国的に重要な統計だということでございます。

それから、ロに規定されております「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」、民間企業であるとか民間団体、あるいは大学等の研究活動に利用されるということでありまして。

それから、ハに規定されているのが、「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」という3要件でありまして、生命表はこの3つのいずれの要件にも該当する統計であるということでありまして。そういうわけで、基幹統計として指定することは適当と結論づけました。

2の「理由」でございます。こうした判断に至った理由が書いてございます。

最初に、「生命表は、日本人の死亡及び生存の状況を厳密に分析する…」、これがそもそもの生命表の原理であります。が、「…分析し、高齢化の進展に伴って増大する社会のコスト負担を検討する上で不可欠な統計」であるという生命表の必要性について記載しています。

続いて、基幹統計として指定される要件として、まず、「生命表は、将来推計人口の計算の基礎としての利用や、法令に基づく利用…」、これは相続税法のようなものであります。が、「…利用のほか、長寿社会における高齢者の雇用対策等、あるいは保健、医療、福祉など、高齢化の進展に伴って政策的重要性が高まっている諸施策の基礎資料として広く利用されている」ことから、先ほどの第3号のイに規定されている「全国的な政策を企画立案・実施する上で特に重要な統計」に該当するものと考えられます。

また、「民間保険会社における年金保険料率算出の基礎資料等として利用されている」ことから、この第3号のロに規定されている「民間における意思決定等にも広く利用される統計」というものに該当すると考えられます。それから、付け加えれば、大学等で保健統計の代表的なものとして利用されているということも勿論であります。

更に、「国際連合の要請を受けて『Demographic Yearbook』（人口統計年鑑）を作成するための情報として提供されるなどしている」ことから、第3号のハに規定されている「国際比較を行う上においても特に重要な統計」に該当するものと考えられます。

以上のとおり、生命表は、「全国的な政策の企画立案・実施の上で特に重要な統計であり、民間における意思決定等にも広く利用され、国際比較を行う上でも特に重要な統計と位置づけられる」ことから、統計法第2条第4項第3号の基幹統計の要件に該当するものと判断されるということでありまして。

3番で、この答申の最後に、今後の生命表の作成に当たって十分に検討することが必要と認められる事項を「今後の課題」として記載しております。

部会での審議では、今回の基幹統計としての指定に当たり、指定の対象とされています完全生命表と簡易生命表に関して、特に、急速な高齢化に伴う死亡率の推計方法の改善または検討の余地がないかという点につきまして、今後の課題として十分な検討をしていただきたいという意見がありましたので、課題として整理いたしております。

これは、我が国が世界的に見て、他国が経験したことの無い水準の長寿化・高齢化に直面していることから、日本の生命表及びそれに関する研究が世界の研究者にとっても先進事例として非常に注目度が高いということを踏まえたものであります。そして、その精度の維持向上を図る観点から、特に今回は、一次統計であります国勢統計において予定されている結果の詳細化を踏まえまして、100歳以上の高齢者にかかわる死亡率の推計方法について、現行の方式の妥当性を含め、多様な推計方法を総合的に検討することが必要であると考えますので、今後の課題として記載しております。

以上が生命表に関する答申（案）の報告です。

○樋口委員長 ただいまの説明につきましてご意見、ご質問お願いいたします。

ご質問なければ、お諮りしたいと思います。生命表の基幹統計としての指定について、本委員会の答申は資料2の案のとおりということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、この資料2をもって総務大臣に対し答申を行います。阿藤部会長を始め、人口・社会統計部会に所属される先生方、どうもご苦労さまでした。

それでは、次の議題に移ります。諮問第35号「季節調整法の適用に当たっての統計基準」の設定につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○総務省佐藤統計審査官 総務省政策統括官室の統計審査官の佐藤と申します。

それでは私から、資料3に基づきまして、総務省で取りまとめました季節調整法の適用に当たっての基準の諮問について説明させていただきます。

まず、諮問の中身をご説明する前に、お手元の参考資料を先に説明した方が分かりやすいかと思っておりますので、資料3の後ろの方にクリップ留めで一緒になっておりますが、資料3の参考資料1を見ていただければと思います。

今回、季節調整法の適用に当たって、統計基準として定めることを諮問させていただいておりますが、実は、季節調整法の適用に関しましては、今回初めて、政府で議論するわけではなくて、平成9年に当時の統計審議会で指針という形で、政府の中でこのように推進していただきたいということを了解いただいているところでございました。

その内容については、後で改めて諮問を説明するときに見ていきたいと思いますが、端的に申しますと、いろいろな季節調整法がある中で、説明責任といいたしでしょうか、情報公開を徹底した上で、適切な方法をきちんと適用していただきたいという内容でございました。そういう経緯がございます。

それから、裏面をめくっていただきまして、資料3の参考資料2でございますが、今回、統計基準の設定について諮問するわけですが、これは基本計画の中でも触れられておりまして、今までの取り組みの実績を踏まえて、統計基準として設定することを平成22年度中に行うようにと決められておりました。

それから、もう1ページめくって、資料3の参考資料3でございますが、これは今回の諮問の根拠といたしまししょうか、統計基準とは何か、統計基準の設定に当たっての統計法第28条の手続の関係について、参考までにお示ししたものでございます。

以上、諮問説明に当たっての参考情報でございます。

具体的な諮問の内容について、資料3に戻っていただきまして説明させていただきます。

資料3の1ページ目が総務大臣から統計委員会委員長への諮問の文書でございます。1枚めくっていただいて、諮問の概要の内容を説明させていただきます。

1番として、「季節調整法の適用に当たっての統計基準の目的等」ということでございますが、季節調整法の一般的な意義を最初に書いております。時系列データについては、いろいろな要因で1年を周期とした定期的な季節変動というものが含まれていることがございますので、短期的なデータを分析するに当たっては、これらの変動を数理的に除去して、季節調整後のデータを見るということが重要であるということでございます。

そのような状況の中で、季節調整の手法としては、アメリカセンサス局で開発されましたX-12というものがあります。その他にもX-11というものがあまして、これはX-12のサブセットでございます。その他、ヨーロッパでは、ラテン諸国でよく使われているTRAMO-SEATSとか、日本でも統計数理研究所で開発したDECOMPとかいろいろありますが、そういういろいろな手法がある中で、継続的に同一の手法を適用することが重要である。これまでのいろいろな経験からそういう状況でございます。

そういう手法が継続的に適用されない場合は、恣意性といいまししょうか、客観性が欠如するといいまししょうか、そういうことでデータを見る側にとっていろいろな困難が生じうるといふことでございます。

あと、季節調整の手法の中でもいろいろな手法といいまししょうか、プログラムと言った方がいいのかもしれませんが、プログラムの中でいろいろなデータ分析に当たってのオプションといいまししょうか、そういうものを設定することができるようになっておりまして、例えばX-12で言いますと、月末にどういふ曜日が来るか、休みの日が来るのかとか、事前にいろいろなデータを設定して、そういう調整をしたりとか、いろいろなオプション設定ができますが、それらについてきちんと公表されているという客観性が確保されていないと、利用者側にとって困る事態になるということでございます。

そういうことから、最後のパラグラフでございますけれども、時系列データにおいて季節調整をすることは重要なのでございますが、それに当たっては、利用者に向けていろいろな情報を公開することによって、客観性の確保とか、いろいろなデータを総合的に分析する観点から、国際的にデータを分析することも含まれるのでございますが、統一性、総合性の確保を図る観点から、

季節調整法を適用する場合の手法とか、それに関連する運用の情報、オプション等と我々と呼んでいます、そういうものを公表事項として基準を設けることが重要であると考えているところでございます。

そういう一般論的な理由と、あと2番としまして、統計法における統計基準として定める理由というものを書いてございます。1番は一般論的な書き方をしていたかと思いますが、2番については、統計法上の統計基準との関わりを記述しております。

先ほど資料3の参考資料1で平成9年のときの指針があると申しましたが、その中身を端的にそこに列挙しますと、1として、適用する場合の手法は適切性について一般的な評価を受けているものを継続的に使用する。それから、どういう手法を使うかというのを定めた上で、その手法ごとにいろいろなオプションの設定が可能ですので、そういうオプションの設定の内容をきちんと情報公開するということが内容として示されております。それが、これまで公的統計の分野においては実務上の基準として使われてきた。その基準に従って季節調整が各府省において行われてきているという実態がございます。

平成9年の統計審議会の指針というものは、既に十数年たっておりますけれども、内容的に見ましても、季節調整に関する客観性の確保とか総合的な利用の観点から重要なものという位置づけは変わっていないと認識しているところでございます。そういう認識のもと、全面改正された統計法のもとで、統計基準という新たな枠組みといたしまししょうか、そういうものを設定することが可能になりましたので、公的統計の基本計画においても統計基準として設定するよというところが決められたところでございます。

そういうことで、いろいろな状況に鑑みまして、統計法上の統計基準とすることが必要であるという理由を諮問の概要の2番として書かせていただいております。

3番目でございますが、今回諮問させていただく中身として改めて説明いたしますが、平成9年の指針の中身を基本的には引き継いだ内容と考えておりますが、以下の2点について、その後の、平成9年からの状況の変化を踏まえまして追加的な内容を書いております。

①としては、利用者の利便性の向上ということでございます。情報公開といたしまししょうか、季節調整法の運用に関する情報として公表する事項として、これまで平成9年の指針で定められたものの中で明示的に書かれていなかったものなど、重要なものを詳細に規定する。また、オプションの変更とか手法の変更を行う場合に、影響が大きいときには、変更の影響についてもきちんと分析して、公表するというを新たに書き加えているところでございます。

それから、②として、情報通信といたしまししょうか、端的に言えばインターネットの普及に鑑みて、情報の公表方法について、今の状況に合わせて書き換えているということでございます。

お手元の資料を2枚めくっていただきまして、「『季節調整法の適用に当たっての基準』に係る対照表」というA4横のペーパーがございます。これに基づきまして、具体的な内容を簡単に説明させていただきますと、真ん中に平成9年の指針、一番左側に今回諮問の内容ということで書かせていただいております。何回も申し上げましたが、基本的に平成9年の指針に基づいて、統計基準としての体裁を整えた上で、中身を諮問として作っているところでございます。

1 番については、基本的な考え方は変わっておりませんが、国際比較の観点等も踏まえまして、言葉としては「国際的に」という文言を新たに入れていただいております。

あと、手法についての例示等が本文中にありましたが、平成9年のときはX-12とかDECOMPとか、そういうものが想定されておりましたし、最近ではTRAMO-SEATSとかがあります。また、今後もいろいろなものが出てくると思われませんが、括弧書きで例示させていただいております。

それから、具体的な適用に当たっての基準ということで、基本的な考え方は情報をきちんと公表してくださいということでございますが、平成9年の指針では2、3、4の中にいろいろな情報を公開してくださいという項目が散りばめられておりましたが、文章の中に続きで書いてございますので、整理いたしまして、平成9年の書き方を改めまして、基本的な考え方は変わっていませんが、統計基準（案）の2の(1)としまして①から⑥まで箇条書きに再編成しているところでございます。あと、2の(1)の⑥として、①から⑤以外の事項でも、必要になることがあれば適宜情報を公表してくださいということで追加しています。平成9年の指針の2、3、4を再編成してそういうことにしたということでございます。

2の(2)としては、手法の中でいろいろなオプションの設定等が行われて、オプションの見直し等を定期的に行っている場合でも、重大な変更があったときには、変更の影響を公表してくださいという規定を新たに加えました。

それから、3としては、手法の変更をする場合には、その変更の内容とか、理由とか、変更の影響も含めまして、あらかじめ事前に公表してくださいということです。端的にいいますと、利用者がいろいろと分析したり勉強したりできるように、あらかじめ公表してくださいという規定を加えております。

平成9年の指針の真ん中の5番ですが、当時はまだインターネット等も普及していませんでしたので、一覧表にまとめて情報を提供してくださいという書き方をしてございますけれども、現在では、作成者がインターネット等でほぼリアルタイムに情報を提供することが考えられることから、利用者はそういう情報をウォッチするのが一番適切かと思っておりますので、5番については、統計基準（案）では削除いたしました。

私からの説明は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいま詳しく説明いただきましたように、基本計画にございました平成22年度中に実施するというに即しての諮問だと思っております。詳細につきましては、今後、統計基準部会でご審議いただくこととなりますが、ここまでの段階で何かご質問、ご意見が特段ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては統計基準部会でご審議いただき、その結果について本委員会でご報告をいただくということにしたいと思っております。山本部長、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、各部会からの報告をお願いしたいと思います。まず、人口・社会統計部会、阿藤部長からお願ひします。

○阿藤委員 それでは、人口・社会統計部会の審議状況ということで、資料4になりますが、医療施設調査及び患者調査についての審議の様態をお伝えします。

諮問が行われましたのが平成22年、昨年12月17日、12月21日に第1回目の部会を開催いたしました。第1回目の部会では、諮問事項のうち、医療施設調査の変更の審議。それから、患者調査の指定の変更ということで、基幹統計名の「患者調査」から「患者統計」へ変更することを審議いたしました。

部会における主な議論でございますが、「(1) 医療施設調査の変更について」というところでございます。

厚生労働省が計画している変更内容について、「(ア) 調査事項」が多数ございます。厚生労働省が計画している調査事項の変更については、おおむね適当とされましたが、一部の項目に関しては、厚生労働省で再検討の上で、次回の部会で改めて審議するということになりました。

具体的には、資料1ページの下段にございますが、病院票及び一般診療所票の許可病床数欄における「回復期リハビリテーション病棟」等の削除については、医療施設の機能分化の状況などを分析する上で支障が生じる恐れがあることから、再検討が必要ということになりました。

それから、病院票における「入院患者への薬剤管理指導の削除」というのが2ページの②にございますけれども、これは、近年注目を受けている分野であることから、これも再検討が必要といたしました。

③でございますが、病院票及び一般診療所票の「手術等の実施状況における食道がん、胆嚢がん等の手術件数の削除」については、これも医療施設の機能などを分析する上で支障が生じる恐れがあることから、再検討が必要とされております。

⑤でございますが、病院票の「病棟における看護職員の勤務体制における看護師数及び准看護師数の削除」につきましては、看護職員の配置基準と医療施設の機能との関係などを分析する上で支障が生じる恐れがあることから、再検討が必要とされております。

2ページの下の方の「(イ) 調査方法」でございますが、病院票におけるオンライン調査の導入については適当とされました。

その下のイでございますが、「基本計画及び前回答申における指摘への対応について」というところでございます。基本計画及び前回答申における指摘への厚生労働省の対応は、適当とされております。

医療施設調査における医療機能情報提供制度の活用については、2ページの下の方から3ページ目に参りますが、地方公共団体が運用している医療機能情報提供制度の活用によって医療施設調査を簡素化するのは適当ではなく、医療施設調査等の統計調査の充実強化、DPC調査やレセプトデータなどの行政記録情報等の活用等により、国レベルでの医療情報の体系的整備を図ることが必要であるという意見がございました。

それから、3ページの真ん中辺の(イ)にございますが、「従事者の実人員及び実労働時間の把握」については、医療施設調査における従事者数を、従来どおり、所定の勤務時間による常勤換算値で把握することはやむを得ないといたしました。ワーク・ライフ・バランスの観点からみた場

合、非常に厳しいと言われている医療従事者の勤務実態を、別途、サンプル調査等で把握することを検討する必要がある、そういう意見がございました。

3 ページの一番下の(2)でございます。これは患者調査の指定の変更ということで、基幹統計の名称である「患者調査」を「患者統計」に変更することについては、異論なく、適当とされました。

今後の予定でございますが、次回の部会が1月24日、今週の月曜日に開催されました。そこでは、患者調査の変更について審議を行っております。更に第1回の部会で示された要検討事項について審議を行っております。これについては、また次回の統計委員会でご報告申し上げます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまのご報告について、中間報告でございますが、ご質問等ございましたらお願いします。大分「適当ではない」というところが目立つ答申になっておりますが。

○阿藤委員 諮問の段階でもご説明があったと思いますけれども、質問数の入れ替えとかが相当あったり、記入者負担軽減の観点からということもあったり、更に、一部は別の行政記録情報等で取れる、他にも理由がありますけれども、そういうことで相当削除という項目が多かったのですが、別の統計や行政記録情報で取れるといっても、それはあくまでも総数であったりということ、やはり医療施設調査の他の変数といいますか、項目とクロス集計することはできない、それによって、せっかくの貴重なデータが失われるという懸念が大変強かったもので、再検討ということになっております。

○樋口委員長 行政記録情報では取れても統計として使えるかという問題もありますが、何か説明者の方でございますか。よろしいですか。

(厚生労働省からの意見なし)

それでは、引き続きご審議いただきたいと思っております。ありがとうございます。

次の議題に移ります。匿名データ部会の報告につきまして、椿部会長からお願いいたします。

○椿委員 それでは資料5をご覧ください。1 ページめくっていただくと第4回匿名データ部会議事概要というものがあろうかと思っております。

これは平成22年12月21日に開催されたものです。今回は、諮問第34号「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」の審議でございます。第1回から第3回の匿名データ部会は廣松前部会長のリーダーシップの下、総務省統計局の4調査に関する匿名化の議論をやったわけです。これからもう2年が経ちまして、新たな委員体制で審議することになった部会ということです。

会議につきましては、その議事概要冒頭にありますように、委員、専門委員、審議協力者等々の挨拶に引き続きまして、井伊委員を部会長代理に指名するということが議事に入った次第です。

さて、この部会の議事ですけれども、実は匿名化の方法論がかなり集中的に審議されるという事情がありまして、議事が詳細に公表されますと、匿名データに関する開示リスクがかなり高くなってしまうという特殊な事情がございますので、部会の会議及び議事録に関しては非公開、議事概要及び配付資料は公開という方針を最初に確認した次第です。その上で審議に入っております。

まず、厚生労働省から「国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」の説明の後、事務局から前回の統計委員会でも詳細な意見を頂戴したことをご紹介いただいた後で、私から論点メモを示した上で、個別の論点に沿って審議を行った次第です。

各委員の主要な意見ということで、1ページの最後、「ア リサンプリングの単位や割合等に関する意見」ということで、1つ目ですが、これは前回の統計委員会でも「総務省統計局4調査の場合はリサンプリング率8割というものに対して、厚生労働省の国民生活基礎調査が20%というのは有用性の観点からいかがなものか」ということで出ていた意見でございまして、前回の統計委員会での厚生労働省からの説明にもありましたが、この調査が総務省統計局4調査と違って、集落抽出という形で地域を抽出して、その地域内を悉皆調査を行うという形になっておりまして、地域に関する開示リスクを十分低くするため2段抽出という形になっているので、地域を秘匿し、それから地域の中の世帯を秘匿するという配慮になっているために、これも方法論的には大変難しいところで、しかも、いわゆる乗率を一定にするというような配慮のために、初めから2割にするということではなくて、結果的に2割になっているという議論があったわけです。この方法自体はある程度妥当なものとして考えまして、やむを得ない部分もあるだろうという意見があったところです。

1ページめくっていただきますと、ただ、今回のリサンプリング率2割ということに関する妥当性の議論をする場合には、基本的に地域区分に関する情報をどれくらい開示できるかどうかという議論を抜きにしては難しいであろうということが委員、専門委員の方々から出てきました。

後ほどもう一度、地域区分に関してご説明いたしますけれども、今回の諮問には直接はなかったのですが、世帯員単位によるリサンプリング率8割の匿名データというのは作成が可能ではないかという研究会の報告があったというようなことで、これについて、基本的に世帯員レベルでの匿名データの作成というのが、公衆衛生学分野等々で非常にニーズがあるということで、今回の諮問内容とは関係ないけれども、少し方向性などを検討することは出ないかという意見も頂戴したところです。かなりいろいろな意見があったところですが、そういう必要性、将来に向けた有用性の観点での何らかの記録を残すようなことも配慮したいということです。

イの「地域区分に関する意見」ということで、やはりこれが有用性という観点では非常に重要で、そこにございますように、データを分析する立場だと地域ごとの物価水準等を踏まえた実質的な購買力を見たいと考えますので、非常に欲を言えば都道府県単位とか地域ブロック単位での情報を提供していただきたいという、これは当然、有用性の観点から理解できる意見です。

一方、「総務省統計局の4調査のときに採用した、いわゆる都市部とそれ以外という地域区分は検討できないのか」という意見もありました。ただ、これに関しましては、先ほどの乗率を揃えるとか、いろいろな技術的な制約もあって、この種の地域ごとに層別することを可能とした匿名化データを作った場合には、一体どのくらいのサンプルサイズで実現できるのか。20%が更に極端に下がってくるようなことがあるのかないのかも含めて、厚生労働省には次回の部会までに、例えば都市部とそれ以外、あるいはブロック別といった区分の地域情報を付与した場合のリサンプリング率がどうなるかという作業をお願いすることになった次第です。

もう1ページめくっていただくと、「ウ その他の秘匿措置に関する意見」がございます。総務省統計局の4調査の場合は、いわゆる裾切り基準に関しては0.5%というものがあつたのですけれども、これを今回は非常に膨大な調査項目が公表されるということで、少し厳しい基準として1%基準でやるということ、これが分析の上でどういふ影響を与えるのかというよふな議論をしたいというよふな意見もありました。

それから、少なくとも地域情報を提供しないのであれば、年齢区分や高齢者の健康状態のデータに関する秘匿措置をもう少し緩和できないのかというよふなご意見もいただいたところですよ。

あと、1週間の労働時間を80時間以上でトップコーディングしているのですけれども、これは「外観識別が可能かどうかというよふな基準でトップコーディングをしているのか、あるいはそういうものをしなくてもよふ場合があるのか」ということに関しても、次回以降議論していきたいという意見を頂戴したところですよ。

それから、いわゆる匿名データBに含まれる世帯票並びに健康票の量的項目に関して、所得票・貯蓄票の対象サンプルにおける分布に基づいて、分布を実際に調べて、トップコーディングを行う方が望ましいのではないかと。この辺はそれぞれ検討しなければならない意見だと考えているところですよ。

更に、「その他の意見」ですが、これはかなり本質的な意見ではあると思うのですけれども、先ほどのいわゆる世帯員単位の匿名データがなかなか出しにくいということに関しては、安全性や有用性以外に、今後、このよふものを公表したときに調査がうまくいくのか、国民感情への配慮が必要ではないのかというよふな、新しい基準が匿名データの作成の基準となることが妥当なのかどうかというよふなことについても意見を頂戴しました。

また、非常に難しい問題として、情報公開法との関係で、一般人が入手し得る情報での照合が可能の場合、いわゆる「一般人基準」と、それから、特定の人を持っている情報を使うと何らかの形でリスクが大きくなって開示リスクが増えて照合が可能になる場合、いわゆる「特定人基準」の場合、いずれの基準で他との情報と照合を行うことによって、特定の被調査者が開示されてしまうリスクが増えるのか、そういうよふことをどういふ基準に基づいて匿名化情報のリスクというものを判断しなければいけないのか。

更に厳しい基準としては、他の方からは十分に匿名性が確保できるように匿名情報を作ったとしても、本人ならばこれだけ多くの項目があれば分かってしまうのではないかと。その場合には、本人が持つ、先ほどの感情的なもの等々で調査協力に与える影響というのはどうなるのかということよ、実は、総務省統計局の4調査のときに、このよふ状況が起き得ることに対して、やはりリサンプリングというテクニックが必要なのだろうという議論があつたところのご指摘もありましたが、いずれにせよ、かなり匿名データ自身の理念的な部分に関しても少し意見をまとめていかなければならない状況になっているということですよ。

それから、むしろ今回のデータの分析、匿名データの有用性という点に関して、ジニ係数などを分析したいと考えた場合には平均値等々が合っているというだけではなくて、ばらつきとか分布状況が合ったものになってもらわなければ困るということよ、公表された統計と匿名データの

間での整合性というものがあるかどうかということがございまして、これも次回までに厚生労働省に分布等々でどれくらい違っているかということに関して、少し調べていただき、資料を提出していただくということになりました。

これも前回の統計委員会の中でありましたけれども、統計データ化を諮問していない介護票についても、別途、意見があれば議論するという感じです。

以上、匿名化データの方法についてこのような議論をしてきたところですが、最終ページ、「その他」のところを見ていただけますでしょうか。

今回、部会長である私の方から、匿名データ部会所属の委員・専門委員に対しましてご提案した経緯がありまして、これは是非、この統計委員会に対する提案でもあるということでご理解いただければと思います。

既に匿名データの提供を開始しております総務省統計局の4調査に関しては、一橋大学で約4年間の試行的な提供を行った上で、前回、約2年前に第1回から第3回の匿名データ部会を開催し審議いたしました。今回の国民生活基礎調査の匿名データに関します審議は、総務省統計局の4調査に続く2件目の諮問であります。本件に関しては総務省の4調査のように試行的な提供期間も設けられていなかったということですし、クラスター抽出の標本調査で匿名データを作ること、非常に膨大な項目を公表するという事等々、これらに関しても初めての経験でありまして、言葉が悪いかもしれませんが、まだ試行錯誤の段階で、できるだけ安全面に配慮して判断をしていくというような議論をしているところです。

これは前部会長の廣松委員がよく話されていたと思うのですが、匿名データは、一度秘匿措置の安全性について国民から疑念を持たれますと、この匿名データの二次的利用制度自体の信頼性、ひいては公的統計全体への信頼性ということを失って、先ほどの説明の中にもあったことですが、統計調査に対する実施上の悪影響ということも出てきてしまうようなことがある。

一方で、当然、統計データの秘匿性は満たした上で、有用性ということに関しては利用者ニーズに答えていかなければならないということになりますと、そのバランスをどこに落とすか、どういうところでバランスを取るかということに関しては大変難しい状況になっておりまして、部会運営においても、そのあたりのバランスをどう考えるかということで非常に難しいということも、これはまさに実感でした。

現在、統計委員会の部会というのは、委員3名ずつで構成するというのが原則になっていることは重々承知しておりますけれども、匿名データ部会の今回の審議の特殊性に鑑みまして、前回匿名データの審議に参加していただいた委員の先生方の知見といいますか、その経験のようなものを是非もう一度匿名データ部会の方に提供していただければと考えているところで、これが次回以降の部会で円滑かつ効果的な審議を進めるために必要なことと考えておりまして、そのために、前回部会審議において議決権を持つ委員・臨時委員として匿名データ部会に参画された5名の部会委員に引き続き参画していただきたいと考えております。具体的には、既に井伊委員、宇賀委員、そして私自身はこの部会の所属になっているところですが、津谷委員並びに前部会長であった廣松委員にも、次回からこの部会に所属していただいて、是非専門的な知見を頂戴

できればと考えているところです。

部会の説明と、それから部会からの依頼、お願いという形になりましたけれども、私の説明は以上でございます。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただいたように、まだこれから審議しなければいけないことも多々あるようですので、本日は欠席でございますが、今、ご提案いただきました津谷委員、廣松委員のお2人に前部会での経緯も含めてご審議に参加していただきたいということでございますが、このお2人を部会委員にお願いするということをお認めいただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま椿部会長から説明のございましたことに関しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、私の方から質問させていただきます。

国民生活基礎調査というのは非常に広範な情報を収集しているので、多分、匿名データを使う立場でも、いろいろな視点からの利用者がいるのではないかと思いますので、その視点によって、どこを出すかというのが大分変わってくるというようなことがあるかと思います。

例えば、これは1つの目的として、最低賃金と生活保護の関係といったものを分析しようということを考えると、これは地域別最低賃金ですから、あるいは生活保護もそれぞれ、同じ地域の中でも幾つかの地域に分けて生活保護給付が決まってくるというようなこともあったりして、どこまでこういったニーズに応えるかというのも、また重要な問題になってくるかなと思います。

今のところは、都道府県データというのを提供するのはどうも厳しいということでございますが、今回難しいのであれば、今後どのように検討していくのかというようなことを含めて、多分、厚生労働行政の中でも一番重要なテーマの一つとなってくるのだらうと思いますので、研究者の方も、そういった関心でこれを使いたいというような声があるかと思いますが、ご意見等をいただけたらと思います。

もう一つは、匿名化措置において、いろいろなところにトップコーディングをかけるということが書かれております。ただいまご説明いただいた資料でも、トップコーディングというのが3ページの真ん中辺にございまして、所得票・貯蓄票といったものがその一つということで提案されておりますが、一番最後の行にありますように、トップコーディングをかけられた場合に、ジニ係数を計算する上でどうやったらいいのか。ここはトップコードですから、幾ら以上という形で出されてしまいますと、所得分布が見られないということになりますので、そのところは何らかの工夫が必要になってくるのではないかと。単にトップコーディングということではなくて、例えばトップコーディングした階級については、その階級の所得の平均値を提供するとか、何らかの形でジニ係数と相対的貧困率が、相対的貧困率は多分トップコーディングをかけても大丈夫かと思いますが、ジニ係数のときに公表統計との整合性をチェックしていくといったことに、それがないとジニ係数は計算できないと思うのです。そういうことでありまして、そういうことにつきましてもご検討をいただけたらと、これは一委員としてのお願いでございます。

○**椿委員** それはやはり研究者として、データの有用性という観点から大変重要な指摘かと思えます。非常にまれなデータにおいて、どういう統計量を元々のデータに付与すればリスクを回避でき、かつジニ係数等の分析指標にバイアスがないように算出が可能かということに関して、論点メモの方に追加させていただいて、次回以降、検討させていただければと思います。

○**樋口委員長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、引き続きご検討のほど、よろしくお願いいたします。

○**椿委員** 次回の部会日程を報告するのを忘れましたが、そこに記載されているとおりでございます。次回の部会は2月7日に開催させていただきまして、3月8日に開催の最後の部会で答申（案）を審議させていただく予定でございます。

○**樋口委員長** ありがとうございます。

それでは、最後の議事に移ります。統計委員会委員及び専門委員の指名でございます。

ただいま椿部会長からお話がありましたご報告も含めまして、次回以降の匿名データ部会の審議に参加していただくため、お手元の資料6のとおり、津谷委員と廣松委員を匿名データ部会に指名したいと思います。

また、併せまして、本日諮問されました季節調整法に関わる部会審議に参加していただくため、西郷専門委員を統計基準部会に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、両部会審議にかかわる委員及び専門委員につきましては、資料6別添のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

皆様から何かございますでしょうか。

もしなければ、本日の議題は以上で終了いたします。最後に、次回の日程について事務局からお願いします。

○**内閣府統計委員会担当室長** 次回の統計委員会につきましては、2月24日の木曜日、16時半から、本日と同様にこの会議室で開催いたします。詳細につきましては、また追ってご連絡いたします。

なお、当日は、その前の15時半から「統計委員会と統計利用者の意見交換会」を開催いたしますので、そちらの方も併せてご出席いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○**樋口委員長** 懇談会では、サービス業、特に医療とかにおける生産性についての新たな統計ということについてご懇談いただくということになるかと思えますので、併せて参加いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の統計委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。